

2025 年 9 月●日

野沢温泉村長 上野雄大 様

**野沢温泉村における観光税・観光振興財源の導入について
答申書**

観光税検討委員会

野沢温泉村長から「長野県宿泊税及び観光税に関する事」「観光振興財源に関する事」について調査検討するよう諮問を受け、観光税検討委員会は、野沢温泉村における観光振興に係る現状・課題を踏まえ、観光税・観光振興財源のあり方などについて議論し、具体的な検討を行った。その結果、全 4 回（うち第 3 回は書面開催）の会議を経て一定の方向性をとりまとめたことから、以下のとおり報告する。

1 導入すべき観光税

長野県で宿泊税の導入が既に決定しており、同税に組み込まれている市町村における宿泊税との租税調整制度等を踏まえると、野沢温泉村において先行して導入すべき観光税は宿泊税であると考え

(1) 名称

宿泊税

(2) 目的

持続可能な観光地経営

(3) 納税義務者等

納税義務者：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊者

課税客体：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為

課税標準：1 人 1 泊当たりの宿泊料金

(4) 徴収方法（長野県に準じる）

宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者による特別徴収

(5) 特別徴収義務者報償金（長野県に準じる）

期限内申告納入額の 2.5%（制度開始 5 年間は 0.5%を加算、電子申告した場合は更に 0.5%を加算）

(6) 税率

3.5%（県税分である 100 円を税額控除した額が村税）

(7) 課税免除（長野県に準じる）

幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合

保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合

※学校、施設の長が証明するものに限る

(8) 免税点（長野県に準じる）

1 人 1 泊 6,000 円未満の宿泊

(9) 使途（方向性）

体験価値の向上と需要管理、観光産業基盤の強化（地域の持続可能性に資する人材育成等を含む。）、生活環境の改善、自然・文化資源の保全と継承等

(10) 制度開始日（予定）

条例案可決後、総務大臣の同意を経て、2026 年 6 月 1 日

(11) 制度見直し期間

導入当初 3 年、以後は 5 年ごとに制度の見直しを検討。また、税率については、長野県宿泊税の「税率の特例」終了又は制度変更の発生を見据え、必要な見直しを実施。

2 留意事項

前項で示した制度設計のほか、今後の野沢温泉村における法定外目的税制度の導入・施行および制度導入後の運用において、特に留意すべき事項を以下に付記する。

(1) その他の観光税・観光振興財源について

- ・ 公平な負担の観点から、宿泊を伴わない観光客（日帰り客）からも応分の負担を徴収する仕組み（例：リフト税、リフト協力金等）について、引き続き調査・検討を行うこと。

(2) 使途について

- ・ 宿泊税を充当して実施する事業の詳細は、観光関連団体や観光事業者等と協働し、「（仮称）観光地マスタープラン」において明示すること。

(3) ガバナンスについて

- ・ 使途の明確化および事業効果の最大化のため、宿泊税に基づく財源の受け皿となる基金を創設すること。
- ・ 当該基金は、観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとし、同マスタープランの進捗管理は行政・観光関連団体・観光事業者等を構成員とする「（仮称）観光地経営会議」が行うこと。
- ・ 「（仮称）観光地経営会議」の事務局は、地域DMOである（一社）野沢温泉マウンテンリゾート観光局が担うこと。

(4) 導入およびその後の展開について

- ・ 税の導入に伴う特別徴収義務者の経費負担に十分配慮し、導入後も事務負担や徴収コストへの配慮を継続すること。
- ・ 宿泊客への周知及び事業者への説明会開催等、観光税の周知に向けた積極的な対応を行うこと。
- ・ 観光税導入が結果的に村全体の宿泊事業の規模縮小とならないよう、事業者向けの経営力強化に向けた学習機会等の支援施策を実施すること。
- ・ 税率その他の制度設計については、長野県宿泊税の運用状況・制度設計を注視しつつ、定期的な見直しを行うこと。

付 録

1 検討経過

	開催日	主な議題
第1回	2025年7月23日(水)	・ 観光税検討委員会の進め方 ・ 野沢温泉の現状 ・ 観光振興財源の考え方 ・ 宿泊税に関する勉強会
第2回	2025年8月8日(金)	・ 第1回委員会の振り返り ・ 観光税（入域税等・宿泊税）の整理 ・ 観光税の使途・ガバナンス（管理体制）
第3回	書面開催	・ 導入すべき観光税の骨子案 ・ 観光税・観光振興財源の導入についての答申書案
第4回	2025年9月16日(火)	・ 観光税・観光振興財源の導入についての答申書案（修正案） ・ 今後継続的に検討するべき点

2 委員名簿

	氏名	所属・役職等名
1	山田 雄一	立命館大学ビジネススクール（観光 MBA）教授
2	森 晃	長野県旅館ホテル組合会常務理事
3	小田切 美幸	野沢温泉マウンテンリゾート観光局代表理事
4	宮 崎 至	野沢温泉商工会長
5	片桐 アキラ	野沢温泉旅館組合長
6	片桐 幹雄	（株）野沢温泉社長
7	西方 俊也	村議会議員
8	河野 今朝成	村議会議員